

令和5年1月23日

各務原市内介護保険サービス事業所  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

令和5年1月18日(水)付の事務連絡【重要】(案内)(各務原市)手指消毒剤の配布についてにつきまして、配布を希望される場合、回答期限が令和5年1月24日(火)となっておりますので、再度ご案内させていただきます。

既にお申込みいただいております事業所様にも本メールを送付しておりますのでご承知おきください。

↓↓↓ 以下、令和5年1月18日送付のメール本文です ↓↓↓

各務原市内介護保険サービス事業所  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

また、各施設・事業所等におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底の上、サービス提供を継続いただき、重ねて感謝申し上げます。

このたび、手指消毒剤の寄贈を受けたため、介護保険サービス事業所等にてご使用いただきたくご案内させていただきます。配布を希望される事業所につきましては、下記のとおり希望本数等をご回答くださいますようお願いいたします。(配布を希望されない事業所につきましては、回答不要です。)

#### 1. 寄附予定物品の詳細

品名:【第3類医薬品】ジェル状速乾性手指殺菌・消毒剤 ピュレルアドバンスドジェル  
品番:GJ-D1890U

容量:1890ml/本

アルコール濃度:72vol%

その他:使用期限が残り半年程度

## 2. 回答方法

手指消毒剤の配布を希望される場合は、各事業所ごとに、下記フォームよりご回答ください。

URL:<https://logoform.jp/form/en3w/209097>

## 3. 回答期限

令和5年1月24日(火)

※期限が短く申し訳ございませんが、これ以降の希望は受付できませんのでご了承ください。

## 4. 留意事項

- 配布本数の上限を1事業所あたり「3本」とさせていただきます。
- 使用期限にご留意ください。
- 市の火災防止条例上 80リットル以上のアルコールを貯蔵(既に所有するアルコールを含める)することはできません。
- 配布方法につきましては、介護保険課窓口でのお渡しとなりますが、後日あらためてご案内させていただきます。

別紙「事務連絡」を併せてご確認ください。

ご不明な点等ございましたらお気軽にご連絡ください。

以上、よろしくお願いいたします。



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL:058-383-2067(直通)

FAX:058-383-6365

mail:[kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

